

1

令和 6 年第 3 回

多治見市議会定例会議案

令和 6 年 5 月 30 日

目 次

議第55号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて	1
議第56号	多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて	3
議第57号	多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するについて	4
議第58号	多治見市空家等審議会設置条例の一部を改正するについて	5
議第59号	多治見市下水道条例の一部を改正するについて	6
報第8号	令和5年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について	7
報第9号	令和5年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	10
報第10号	令和5年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	15
報第11号	令和5年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	17
議第62号	工事請負契約の締結について	20
議第63号	工事請負契約の締結について	21
議第64号	工事請負契約の締結について	22
議第65号	工事請負契約の締結について	23
議第66号	工事請負契約の締結について	24
議第67号	工事請負契約の締結について	25
議第68号	工事請負契約の締結について	26
議第69号	物品供給契約の締結について	27
議第70号	土地の処分について	28
議第71号	岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	29

議第55号

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2 22の部市長の款生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」の次に「(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)」を加え、同表23の部市長の款多治見市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項中

「

高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格又は後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「

高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格又は後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
障害者関係情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第56号

多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて

多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「所得とする。」の次に「次号において同じ。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 65歳以上の特例心身障害者にあつては、本人の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第6条に規定する政令で定める額以上であるもの

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項第3号の規定は、施行日以後の療養の給付等又は医療に関する給付に係る助成及び支給について適用し、施行日前の療養の給付等又は医療に関する給付に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

議第57号

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正するについて

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成28年
条例第6号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成28年
条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議第58号

多治見市空家等審議会設置条例の一部を改正するについて

多治見市空家等審議会設置条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市空家等審議会設置条例の一部を改正する条例

多治見市空家等審議会設置条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定空家等（」を削り、「第2条第2項に規定する特定空家等をいう。）」を「第13条第1項に規定する管理不全空家等（以下「管理不全空家等」という。）及び法第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）」に改める。

第2条第1号中「特定空家等」を「管理不全空家等及び特定空家等」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 法第13条第2項の規定による勧告に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第59号

多治見市下水道条例の一部を改正するについて

多治見市下水道条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市下水道条例の一部を改正する条例

多治見市下水道条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項第2号中「専属」を「選任」に、「責任技術者」を「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」に改め、「氏名」の次に「及び他の事業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加える。

第13条の3第1項第1号中「専属させる」を「選任する」に改める。

第13条の5の見出しを「（責任技術者）」に改め、同条第1項中「下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に、「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、岐阜県内における他の事業所について兼任することを妨げない。

第17条第1項第11号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項第11号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

報第8号

令和5年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和5年度多治見市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和5年度多治見市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県支出金	特定財源 地方債	その他
2	総務費	新本庁舎建設準備事業	369,202,000	34,635,000	3,279,900	37,914,900	16,044,660	21,870,240	21,870,240	21,870,240			
2	総務費	駅周辺駐車業務	10,780,000	6,468,000		6,468,000		6,468,000	6,468,000	6,468,000			
3	民生費	子育て支援事業	7,502,000	3,029,000		3,029,000	1,250,700	1,778,300	1,778,300	1,778,300			
10	教育費	平和中学校 屋根防水改修工事	123,862,000	49,545,000		49,545,000		49,545,000	49,545,000	12,445,000		37,100,000	
10	教育費	平和中学校非構造部材 耐震補強工事	473,150,000	189,260,000		189,260,000		189,260,000	189,260,000	17,966,000	61,194,000	110,100,000	

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県支出金	特定財源 地方債	その他
10	教育費	6 社会教育費											
		笠原中央公民館 改修整備事業	1,114,316,000	679,009,000	98,784,000	777,793,000	695,771,601	82,021,399	82,021,399	82,021,399			
10	教育費	7 保健体育費											
		星ヶ台運動公園整備事業	1,303,378,000	519,152,000		519,152,000	379,200,000	139,952,000	139,952,000	139,952,000			
		合 計	3,402,190,000	1,481,098,000	102,063,900	1,583,161,900	1,092,266,961	490,894,939	490,894,939	282,500,939	61,194,000	147,200,000	

報第 9 号

令和 5 年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、令和 5 年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和5年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費	普通財産保全改良事業費 (上野町1丁目地内駐車場整備工事)	4,000,000	4,000,000				4,000,000
2 総務費	1 総務管理費	新本庁舎建設事業費 (新本庁舎検討ワークショップ運営支援業務委託及び建設に係るアンケート調査業務委託)	5,229,000	5,002,400				5,002,400
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎跡地等利用事業費 (本庁舎跡地利用検討市民委員会支援)	4,180,000	4,180,000				4,180,000
2 総務費	1 総務管理費	地域公共交通計画改定関係費 (地域公共交通計画改定業務委託)	8,250,000	8,250,000				8,250,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳関係事務費 (戸籍情報システム更新業務委託)	3,212,000	3,212,000		3,212,000		
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳関係事務費 (住民基本台帳ネットワークシステム機器更新業務委託)	10,813,000	10,813,000	10,813,000			
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳関係事務費 (マイナンバーカードへの氏名等のローマ字表記のためのシステム改修業務委託)	13,860,000	13,860,000	811,000	11,618,000		1,431,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳関係事務費 (旧氏及び振り仮名の記載、振り仮名対応のための戸籍附票システム改修業務委託)	3,553,000	3,553,000		3,553,000		

(単位：円)

款	項	事	業	名	金 額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
							既収入 特定財源	未収入特定財源		
								国県支出金	地方債	その他
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援及び 低額減税一体的支援事業費			342,500,000	342,500,000		238,125,000		104,375,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援及び 低額減税一体的支援事業費			14,417,000	9,969,882		9,969,882		
4 衛生費	1 保健衛生費	保健福祉医療ネットワークシステム改修費 (9 価ヒトパピローマウイルスワクチン に係る中間サーバ連携対応業務委託)			1,551,000	1,551,000		1,034,000		517,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス接種種理事業費 (ワクチン接種残務処理事業)			4,518,000	4,518,000		4,518,000		
4 衛生費	1 保健衛生費	面的評価関係事業費 (自動車騒音に係る面的評価支援システム 更新業務委託)			1,980,000	1,980,000				1,980,000
6 農林水産業費	2 林業費	保健保安林整備生広場 (かさばらぬ新工事)			43,519,000	43,518,000			39,100,000	4,418,000
7 商工費	1 商工費	産業文化センター施設整備費 (発電機補修工事)			9,518,000	9,518,000				9,518,000

(単位：円)

款	項	事	業	名	金 額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
							既収入 特定財源	未収入特定財源		
								国県支出金	地方債	その他
8 土木費	2 道路橋りょう費	中央自動車道橋撤去事業費 (詳細設計等負担金)			50,000,000	44,700,000				44,700,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	中央自動車道跨道橋撤去事業費 (代替道路設計委託)			8,000,000	8,000,000				8,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業費 (単独) (市道 8 6 1 1 0 7 線 (笠原小中学校進入路) 改良工事)			55,000,000	36,100,000				36,100,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	自動車道路トロール車両更新費 (道路改良事業費)			6,777,000	6,777,000				6,777,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道 3 1 4 3 0 0 線改良事業費 (詳細設計委託)			19,000,000	19,000,000		8,250,000	7,400,000	3,350,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	若松町交差点改良事業費 (ラウンズアウト) 費 (交差点改良工事)			64,000,000	64,000,000		20,595,000	18,500,000	24,905,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道 5 2 2 4 0 0 線道路改良事業費 (公共) (道路改良工事)			15,000,000	15,000,000				15,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道 8 6 0 7 0 3 線道路改良事業費 (公共) (道路改良工事)			68,000,000	68,000,000		3,350,000	3,000,000	61,650,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
8 土木費	3 河川費	かわまちづくり事業費 (豊岡町特殊堤モザイクタイル設置工事)	5,000,000	5,000,000				5,000,000
8 土木費	3 河川費	河川維持整備工事費 (梅平川護岸整備工事)	2,000,000	2,000,000				2,000,000
8 土木費	4 都市計画費	都市計画基礎事業費 (立地適正化計画見直し業務委託)	9,240,000	9,240,000		4,620,000		4,620,000
8 土木費	4 都市計画費	(都)音羽小田線道路改良事業費(公共) (詳細設計委託)	58,000,000	58,000,000				58,000,000
8 土木費	5 住宅費	市営住宅施設整備費 (旭ヶ丘第1団地N棟解体工事)	19,745,000	19,745,000	4,111,000			15,634,000
9 消防費	1 消防費	個別避難計画関係費 (個別避難計画策定業務委託)	1,919,000	1,311,000				1,311,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設改良事業費 (陶都中学校給食用昇降設備更新工事)	54,703,000	54,703,000			41,000,000	13,703,000
10 教育費	6 社会教育費	文化財保護センター施設整備費 (文化財保護センター倉庫設置工事)	31,037,000	31,037,000				31,037,000
10 教育費	7 保健体育費	体育施設整備費 (滝呂球場トイレ改修工事)	30,100,000	30,100,000				30,100,000
合計			968,621,000	939,138,282	15,735,000	308,844,882	109,000,000	505,558,400

報第10号

令和5年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度多治見市水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和5年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額							(単位：円)		
款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な即資産の購入限 度額
						損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事	47,050,300		47,050,300	47,050,300			
	合計		47,050,300		47,050,300	47,050,300			

報第11号

令和5年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度多治見市下水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和5年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた るな即資産の購入限 度額
						国庫補助金	下水道事業債	損益勘定 留保資金		
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴 う管更生工事	47,490,000		47,490,000	19,745,000	25,300,000	2,445,000		
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴 う管更生工事	137,700,000		137,700,000	50,000,000	80,900,000	6,800,000		
資本的支出	建設改良費	下水道管渠更新工事	32,500,000		32,500,000		30,900,000	1,600,000		
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴 う路面復旧工事	3,520,000		3,520,000	949,000	2,300,000	271,000		
資本的支出	建設改良費	生田水管橋補修工事	10,700,000		10,700,000		10,100,000	600,000		
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業に伴う路面復旧 工事	11,550,000		11,550,000		11,000,000	550,000		
資本的支出	建設改良費	大原西污水支線管渠埋設工事	27,000,000		27,000,000		25,700,000	1,300,000		
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業に伴う路面復旧 工事	11,190,000		11,190,000		10,600,000	590,000		

(単位：円)

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた るな即資産の購入限 度額
						国庫補助金	下水道事業債	損益勘定 留保資金		
資本的支出	建設改良費	下水道管渠更生工事	27,220,000		27,220,000		25,900,000	1,320,000		
資本的支出	建設改良費	下水道管渠更生工事	12,100,000		12,100,000		11,500,000	600,000		
資本的支出	建設改良費	多治見市公共下水道基本計画策 定業務委託	7,810,000		7,810,000			7,810,000		
資本的支出	建設改良費	No.1脱水機改良工事	12,650,000		12,650,000		12,100,000	550,000		
資本的支出	建設改良費	3号発電機用エンジンヒーター 改良工事	930,600		930,600		800,000	130,600		
合計			342,360,600		342,360,600	70,694,000	247,100,000	24,566,600		

議第62号

工事請負契約の締結について

多治見市笠原こども園統合整備工事建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 多治見市笠原こども園統合整備工事 建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 803,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 飯田・日興特定建設工事共同企業体 |
| | 代表構成員 | 多治見市大正町3丁目67番地
株式会社飯田建設
代表取締役 飯田 道広 |
| | 構成員 | 多治見市三笠町2丁目20番地
日興建設株式会社
代表取締役 山田 一喜 |

議第63号

工事請負契約の締結について

多治見市笠原こども園統合整備工事電気設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 多治見市笠原こども園統合整備工事 電気設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 187,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 小境・林特定建設工事共同企業体 |
| | 代表構成員 | 多治見市錦町3丁目8番地
小境電気工事株式会社
代表取締役 小境 啓介 |
| | 構成員 | 多治見市京町1丁目134番地
株式会社林電機商会
代表取締役 林 浩司 |

議第64号

工事請負契約の締結について

多治見市笠原こども園統合整備工事機械設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 多治見市笠原こども園統合整備工事 機械設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 193,160,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 多治見市前畑町4丁目82番地の1
株式会社丸三ポンプ工業所
代表取締役 稲垣 克三 |

議第65号

工事請負契約の締結について

東濃 5 市消防指令センター高機能消防指令システム設置工事（個別分 多治見市）
について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 5 月 30 日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 東濃 5 市消防指令センター高機能消防指令システム設置工事
（個別分 多治見市） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 一金 220,880,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 恵那市大井町字土々ヶ根2628番地の 9
中央電子光学株式会社 東濃支店
支店長 土本 裕志 |

議第66号

工事請負契約の締結について

笠原小中学校建設工事建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 笠原小中学校建設工事 建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 4,378,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐建・吉川・新興特定建設工事共同企業体 |
| | 代表構成員 | 多治見市金岡町4丁目75番地
岐建株式会社東濃営業所
所長 神田 康 |
| | 構成員 | 多治見市明和町2丁目50番地
株式会社吉川組
代表取締役 吉川 厚志 |
| | 構成員 | 多治見市陶元町61番地
新興建設株式会社
代表取締役 田中 勝也 |

議第67号

工事請負契約の締結について

笠原小中学校建設工事電気設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 契約の目的 | 笠原小中学校建設工事 電気設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 484,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 松本・高電特定建設工事共同企業体 |
| | | 代表構成員 多治見市光ヶ丘2丁目29番地 |
| | | 株式会社松本電気設備 |
| | | 代表取締役社長 松本 達 |
| | | 構成員 多治見市宝町3丁目30番地の2 |
| | | 株式会社高電 |
| | | 代表取締役 中島 織衣 |

議第68号

工事請負契約の締結について

笠原小中学校建設工事機械設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 契約の目的 | 笠原小中学校建設工事 機械設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 668,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 池田・大和特定建設工事共同企業体 |
| | | 代表構成員 多治見市赤坂町6丁目2番地98 |
| | | 株式会社池田産業本店 |
| | | 本店長取締役 岩村 幸正 |
| | | 構成員 多治見市大畑町4丁目86番地 |
| | | 株式会社大和設備 |
| | | 代表取締役 安積 信有 |

議第69号

物品供給契約の締結について

ごみ収集車（プレスパッカー車）購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | ごみ収集車（プレスパッカー車）購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 21,428,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 多治見市池田町2丁目86番地
協和自動車工業株式会社
代表取締役 若尾 淳一 |

議第70号

土地の処分について

次の土地を処分するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所在地番 | 多治見市笠原町字森下1647番1の一部、1647番510及び1647番803 |
| 2 | 地目 | 山林、宅地 |
| 3 | 処分予定面積 | 8,094.74平方メートル |
| 4 | 処分予定価格 | 一金 93,898,984円 |
| 5 | 処分の相手方 | 多治見市日ノ出町2丁目15番地
多治見市土地開発公社
理事長 鈴木 良平 |

議第71号

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岐阜県指令市町村第1263号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。